安威川流域の治水対策は、平成19年２月に策定され、平成25年８月に変更された「淀川水系神崎川ブロック河川整備計画」（以下、「整備計画」という。）において、年超過確率１／100規模の洪水を対象として、基準地点相川における基本高水のピーク流量を1,850㎥／秒と定め、このうち600㎥／秒を洪水調整施設により調節し、計画高水流量を1,250㎥／秒としている。本件事業は、この洪水調整施設として、河川法第79条第１項の規定に基づき、平成25年７月に認可された変更後の「安威川ダム建設事業全体計画」（以下「ダム全体計画」という。）により、本体事業実施地点で、計画高水流量850㎥／秒のうち、690㎥／秒を調節することとしている。これを踏まえ、ダム全体計画では、本件事業において洪水期では14,000,000㎥の容量を確保することとしている。

一方、渇水時においても安威川における既得用水の安定的な取水や動植物の生息、生育環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、整備計画において、概ね10年に１回程度起こりえる渇水時においても、基準地点千歳橋でかんがい期に約0.7㎥／秒、非かんがい期に約0.6㎥／秒の流量を確保することとしている。これを踏まえ、ダム全体計画では、本件事業において、1,460,000㎥の容量を確保することとしている。

さらに、ダム建設による下流域の流況への影響及びそれに伴う生物の生息環境への影響等に対応するため、整備計画において、環境改善容量を利用した放流を行い、流況改善を図ることとしており、本件事業において、940,000㎥の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、安威川に洪水調節、流水の正常な機能の維持及び環境改善を目的とした治水ダムの建設を行うものであり、本件事業の完成により、基準地点相川での年超過確率１／100規模の大雨による洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、安威川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、概ね10年に１回程度起こりうる渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となる。さらに、ダム建設による下流域への影響等についても、流況改善のための放流によりその影響が軽減され、河川環境の保全が図られることとなる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水及び河川環境の保全等に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は大阪府環境影響評価要綱（昭和59年大阪府告示第９号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であったが、起業者は大阪府環境影響評価要綱に準じて任意で平成８年５月に環境影響評価を実施したところ、水質汚濁については、富栄養化現象、冷水濁水現象の発生の可能性が考えられるが、適切な発生源対策や、選択取水設備の設置及び運用等の保全対策を講じることにより、環境基本法（平成５年法律第91号）に基づいた環境保全目標を上回ることはないとされている。また、利水容量縮小に伴うダム高の変更等への影響についても、大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第３号）等に基づき平成20年10月に環境影響評価を実施しているが、事業計画の変更に伴い環境への影響は低減されるものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業地内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるオオサンショウウオ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ種として掲載されているチュウヒ等、絶滅危惧Ⅱ種として掲載されているアジメドジョウ、アカザ等が確認されている。オオサンショウウオについては、平成７年度より生息確認調査及び繁殖状況調査等を実施し、築造した人工巣穴での産卵の確認や緊急保護を行うなど保全に努めていることから、影響は少ないと予測されている。オオタカについては、本件事業地周辺における営巣等が確認されているが、営巣期間中の工事等による周辺環境の変化を抑制することで営巣環境を保全できることから、影響は少ないと予測されている。また、その他鳥類、両生類、は虫類、陸生昆虫類については、周辺には同様の生息環境が広く残されていることから、影響は少ないと予測されている。アジメドジョウ、アカザ等については、確認地点が貯水池上流であるため、ダム供用後湛水により流況が変化することはほとんどないと考えられることから、また、その他の魚類、底生動物及び付着生物については、貯水池の湛水により生息、生育環境に影響が及ぶことも考えられるが、河川への土砂、濁水の流入の防止に努める等適切な保全対策を講じることにより、影響は少ないと予測されている。

植物については、本件事業地内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているアゼオトギリ、絶滅危惧Ⅱ種として掲載されているスブタ、コバノヒルムシロ等が確認されている。貯水池の湛水により一部生息地の消失が生じる可能性があるが、周辺に同様の生育環境が広く残されること、また事業による影響が認められる場合には専門家等の意見を参考に移植等の保全対策を講じること等から、影響は少ないと予測されている。

なお、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安威川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び環境改善を目的として、堤高76.5ｍ、総貯水容量18,000,000㎥の中央コア型ロックフィルダムを建設する事業であり、本体事業の事業計画は、⑴で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持及び環境改善に必要な容量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業の施行方法については、ダム案（申請案）、河道改修案、遊水池及び河道改修案、放水路及び河道改修案の４案について比較検討が行われている。申請案と他案を比較すると、申請案は、ダムによる環境への面的な影響や上下流の連続性分断への影響に対する検討等が必要となるものの、移転戸数が最も少なく、事業費も最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本体事業のダムサイトについては、安威川筋の地形、貯水容量規模を考慮すると約１㎞の狭隘部に限定されるが、その間でダムを取り付ける谷両側の山体状況等から、上流案、下流案（申請案）の２案について、比較検討が行われている。申請案と他案を比較すると、申請案は、移転対象家屋が少なく、岩盤の風化が浅いことから掘削量が少なく、谷幅が狭く堤体積も小さいことから事業費も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事であるダム盛立材料（コア材）採取の事業計画については、採取地の位置や材料の品質及び土量等を、また、附帯工事に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。